

周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成15年周南市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項に次のただし書を加える。

ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(汚水排除量の認定)</p> <p>第24条 水道汚水は、水道使用量をもって排除量とみなす。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(汚水排除量の認定)</p> <p>第24条 水道汚水は、水道使用量をもって排除量とみなす。<u>ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。</u></p> <p>2・3 (略)</p>